

サニポンプメンテナンス 契約内容

第1条 メンテナンス内容

- ① ポンプ脱着、清掃
- ② ユニット内部清掃
- ③ ラバーパーツ部点検
- ④ ポンプ作動点検
- ⑤ 電気系統点検

第2条 メンテナンス回数

基本メンテナンス回数は年1回。但し状況により、内容及び回数の変更は協議により決定する。

第3条 基本メンテナンス料金

料金は作業の時間帯別になります。

A・・・午前10時～午後5時

B・・・午後5時～午後10時。

午前5時～午前9時の一つを選択

C・・・午後10時～午前4時

	A	B	C
スピードNタイプ	¥30,000	¥40,000	¥50,000
プロNタイプ	¥40,000	¥50,000	¥60,000
グリンド	¥40,000	¥50,000	¥60,000
キュービック	¥60,000	¥80,000	¥100,000
スピード作動点検	¥15,000	¥20,000	¥30,000

第4条 異常時の出張修理及び費用

- ① 契約期間中の異常発生の際は24時間以内に出張作業します。
- ② 点検作動確認以外の修理費用は、部品交換及び機器類分解に要しました費用は別途有料となります。
- ③ 異常時の修理の実施判断は契約依頼者の立会無き場合は、サービスマンの判断にて実施するものとします。

第5条 料金の支払い

- ① 新規契約時は契約締結後、1週間以内銀行振込み
- ② 期間中の修理費用は、請求書記載月の末締め、翌月末までに銀行振込み。
- ③ ①・②以外の支払条件については、双方協議にて取決の内容にて実施。

第6条 補償

異常時、排水不能が原因で業務等に支障が起きた場合、その責がメンテナンスにある時は、その代価について、当社提携の保険会社の査定内にて補償いたします。

第7条 メンテナンス報告書

メンテナンス完了後、報告書提出。

第8条 契約期間

契約期間は1年間とし、期間満了1か月前に双方いずれからも、解約の通告のない場合は、自動的に1期間延長するものとする。

第9条 解約

双方いずれかが、期間満了1か月前に書面による、通知にて契約を解約できるものとする。

第10条 秘密保持

双方いずれも、本契約により知り得た事項及び個人情報を第三者に開示、漏洩または公開しない。

第11条 協議事項

本契約以外の事項、及び疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議しその解決するものとする。

第12条 契約

契約書は2通作成し、双方1通保管するものとする。